

出願資格

- **総合型選抜：体験授業型入学試験、自己PR型入学試験（活動評価型）、自己PR型入学試験（未来評価型）、実技型入学試験、科目選択型入学試験、プロフェッショナルアーティスト入学試験**
- **一般選抜：一般入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験**

下記の1～3のいずれかを満たす者

1. 日本国内における高等学校（中等教育学校後期課程を含む）および特別支援学校高等部を卒業した者、または高等専門学校の3年次を修了した者、もしくは2027年3月にこれらを卒業または修了見込みの者
 2. 日本国内における通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または2027年3月修了見込みの者
 3. 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次の各号の1つに該当する者、または2027年3月31日までにこれに該当する見込みの者
 - (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者および2027年3月31日までに修了見込みの者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者、または2027年3月31日までに修了見込みの者
 - (3) 専修学校の高等課程（修了年限が3年以上であること。その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、または2027年3月31日までに修了見込みの者
 - (4) 文部科学大臣が指定した者
 - (5) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定試験に合格した者、および2027年3月31日までに合格見込みの者で、2027年3月31日までに18歳に達するもの
 - (6) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2027年3月31日までに18歳に達するもの
- ※ 総合型選抜においては、「留学」の在留資格を有する者は出願できません。
ただし、上記の1または2を満たす者については、この限りではありません。
- ※ 大学入学共通テスト利用入試においては、上記の1～3のいずれかを満たし、かつ「令和9年度大学入学共通テスト」の教科（科目）で、本学が指定した教科（科目）を受験した者のみ出願できます。
- ※ (6)で出願しようとする者は、出願開始の1か月前までに本学広報部学生募集チーム〔TEL：0568-24-0318〕まで電話でご連絡ください。

● 学校推薦型選抜：一般推薦入学試験

日本国内における高等学校（中等教育学校後期課程を含む）および特別支援学校高等部を卒業した者、または高等専門学校の3年次を修了した者、もしくは2027年3月にこれらを卒業または修了見込みの者で、学業成績優良で出身学校長の推薦を受けた者

● 総合型選抜(特別枠)：社会人&シニア入学試験

2027年4月1日現在、満23歳以上の者で社会人として3年以上の経験を有しているもので、下記の1～3のいずれかを満たし、かつ下記4の資格を満たす者

1. 日本国内における高等学校（中等教育学校後期課程を含む）および特別支援学校高等部を卒業した者、または高等専門学校の3年次を修了した者
 2. 日本国内における通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 3. 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次の各号の1つに該当する者
 - (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (3) 専修学校の高等課程（修了年限が3年以上であること。その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (4) 文部科学大臣が指定した者
 - (5) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定試験に合格した者、および2027年3月31日までに合格見込みの者
 - (6) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- ※ (6)で出願しようとする者は、出願開始の1か月前までに本学広報部学生募集チーム〔TEL：0568-24-0318〕まで電話でご連絡ください。
4. 外国人留学生に該当しない者
- ※ ここで言う「外国人留学生」とは〔留学〕の在留資格により、日本国内の教育施設・教育機関で教育を受ける外国人学生を指します。

● 総合型選抜(特別枠): 海外帰国生徒入学試験

日本国籍を有する者および日本国の永住許可を得ている者、その他これらに準ずる者であって、保護者とともに2年間以上海外に在住し、外国の学校教育を受けた者で、下記の1~4のいずれかを満たす者

1. 外国において、学校教育における12年の課程を2025年4月1日から2027年3月31日までに修了（見込み）の者
2. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む）に2025年または2026年に合格した者
3. 外国において、下記のいずれかの資格を2025年または2026年に取得した者
 - (1) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEALレベル、国際Aレベル、欧州バカロレア資格のいずれかを保有する者
 - (2) 国際的な認証団体であるWASC、CIS、ACSI、NEASC、Cognia、COBISの認定を受けた教育施設において12年の課程を修了した者および2027年3月31日までに修了見込みの者（CISの旧名称でもあるECISの認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了したものについても可。）
 - (3) 上記以外に文部科学省が定める大学入学資格を有する者
文部科学省ホームページをご覧ください。※2019年1月31日付告示の該当者
4. 本学において個別の入学審査により、高等学校の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

※ 3及び4で出願しようとする者は、出願開始の1か月前までに本学広報部学生募集チーム〔TEL：0568-24-0318〕まで電話でご連絡ください。

● 総合型選抜(特別枠): 外国人留学生入学試験

下記の1~5のすべてを満たす者

1. 日本国籍を有しない者で、私費または国費による修学が可能なる者（特別永住者を除く）
2. 2027年4月1日までに、満18歳に達する者
3. 次のいずれかに該当する者
 - (1) 外国において、学校教育制度における通算12年の課程を修了（卒業）した者および2027年3月31日までに修了（卒業）見込みの者、またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (2) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者
 - (3) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEALレベル、国際Aレベル、欧州バカロレア資格のいずれかを保有する者
 - (4) 国際的な認証団体であるWASC、CIS、ACSI、NEASC、Cognia、COBISの認定を受けた教育施設において12年の課程を修了した者および2027年3月31日までに修了見込みの者（CISの旧名称でもあるECISの認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了したものについても可。）
 - (5) 上記以外に文部科学省が定める大学入学資格を有する者
文部科学省ホームページをご覧ください。※2019年1月31日付告示の該当者
 - (6) 本学において個別の入学資格審査により(1)~(5)と同等の資格があると認められた者
※ (6)で出願しようとする者は、出願開始の1か月前までに本学広報部学生募集チーム〔TEL：0568-24-0318〕まで電話でご連絡ください。
4. 出入国管理及び難民認定法に基づき、「留学」の在留資格をもって日本に在留することができる者
5. 次のいずれかの基準を満たしている者

※ 試験結果は、2024年4月以降に受験し、出願時まで取得したものを有効とします。

- (1) 日本語能力試験（JLPT）の「N1」または「N2」に合格している者
- (2) 日本留学試験（EJU）〔科目：日本語〕において、「読解」「聴解・聴読解」の合計200点以上の得点を取得している者
- (3) BJTビジネス日本語能力テストにおいて、400点以上の得点を取得している者
- (4) JPT日本語能力試験において、525点以上の得点を取得している者

※原則として、入学時に本学入学に支障のない在留資格を取得することができない場合は、入学許可を取り消します。

● 総合型選抜(特別枠)：3年次編入学試験

下記の1～7のいずれかを満たす者で、本学第3年次への編入学を希望する者

1. 日本の大学に2年以上在学（休学・停学期間を除く）し、62単位以上を取得した者および2027年3月末日までに大学に2年以上在学（休学・停学期間を除く）し、62単位以上取得する見込みの者（本学在学者は除く）
2. 日本または外国の大学を卒業し、学士の学位を有する者および2027年3月末日までに学士の学位を授与される見込みの者
3. 日本の短期大学または高等専門学校を卒業した者および2027年3月末日までに卒業見込みの者
4. 学校教育法第132条の規定により専修学校の専門課程（修業年限2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総時間数が1,700時間以上であるものに限る）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る）および2027年3月末日までに修了見込みの者
5. 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む）を修了した者および2027年3月末日までに修了見込みの者
6. 外国の短期大学を卒業した者または外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る）および2027年3月末日までに修了見込みの者
7. 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること。その他文部科学部大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る）および2027年3月末日までに修了見込みの者